

自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務企画提案書募集要領

この要領は、自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業名

自動配送ロボット社会実装推進事業

2 事業の目的

自動配送ロボットは、急増する宅配需要への対応、物流分野における人手不足対策、買い物弱者対策の観点から活用が大いに期待されている。特に、2023 年 4 月の改正道路交通法施行により、一定の大きさや構造の要件を満たす自動配送ロボットの届出制による公道走行が可能となり、社会実装に向けた機運は一層高まっている。一方で、社会実装段階においては、サービス提供者、荷主事業者、機体提供者、ロボット運用事業者、サービス利用者など、関連するステークホルダーが一体となり、収益化を見据えたソリューションモデルを確立することが重要となる。

そこで、本事業では事業化を見据えた実証実験をステークホルダーとともに長期間実施することで、自動配送ロボットを活用した配送ソリューションモデルを確立し、その社会実装を目指す。また、セミナーの開催により事業成果の横展開を図る。

3 委託事業の内容

別添「自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託事業実施期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5 委託見積限度額

金 14,068,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 募集期間

令和 7 年 4 月 16 日（水）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで

7 応募資格

応募資格者は、応募する時点で次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。
- (2) 令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿に登載されていること（申請中を含む。）。
- (3) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (8) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての企業が上記（1）～（7）の要件を満たすこと。

8 選定事業者数

1 者

9 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格等
①企画提案書（表紙）	【様式1】を使用	A4 縦1 ページ
②企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4 縦20 ページまで
③経費見積書	【様式2】を使用	A4 縦2 ページまで
④過去3年程度の経験等	自由様式にて記載	A4 縦3 ページまで
⑤添付資料	㉞提案者の概要がわかるもの ㉟定款、寄付行為の写し ㊱県税の滞納がないことの証明書 （4月16日以降のもの） ㊲法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 （4月16日以降のもの） ㊳社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（【様式3】を使用） ㊴（共同事業体の場合） 共同事業体協定書の写し、委任状	—

※様式は、愛知県のホームページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshiko/deliveryrobot2025-aichi.html>)からダウンロードのこと。

イ 記述する内容等

① 企画提案書（表紙）

- ・【様式1】を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。

② 企画提案書（内容）

【ソリューションモデル案（1案）】

- ・自動配送ロボットを活用した配送サービスの具体的なイメージを描いたソリューションモデル案（配送サービスの内容や、モノの流れ、体制を中心に記載した事業概要図）を記載すること。
- ・自動配送ロボットの活用を検討するに至る社会的背景や、業界及び現行の配送方法の課題などを整理するとともに、社会実装と長期的な事業拡大の双方を実現するためのマネタイズ案についても検討の上、記載すること。
- ・ソリューションモデル案には、自動配送ロボットの活用を検討するに至る社会的背景や、業界及び現行の配送方法の課題などをできるだけ具体的に整理すること。
- ・構築する配送サービスにおける提案者及び関係者の役割を記載すること。

【実証実験の内容】

- ・ソリューションモデル案の妥当性を検証するために実施する実証実験の内容を記載すること。
- ・愛知県内において、公道走行による実証実験を2ヵ月を目安に実施すること。
- ・想定する自動配送ロボットの実証エリア・走行ルート・運用方法（遠隔監視による運行）やロボットの保管場所（スタート地点）、配送物、配送先（複数）、配送先等との荷物授受の方法、実施期間等を具体的に記載すること。
- ・実証実験に参加予定の事業者を各自の役割とともに記載すること。（参加の確約までは問わないが、その調整状況は記載すること。）

【事業化までのロードマップ】

- ・提案するソリューションモデル案の事業化までのロードマップ（次年度以降、年度ごとに取り組むべき内容）を具体的に記載すること。

【年間スケジュール、事業実施体制（組織体制図）及び役割分担】

- ・事業内容の計画的実施に向け、年間スケジュールを記載すること。
- ・本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体

制を含む。)をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。

③ 経費見積書

- ・【様式2】を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・実証実験の見学会及び成果発表会の会場使用料を計上すること。
- ・単位は円とすること。

④ 過去3年程度の経験等

- ・事業実施に当たり参考となる過去の実績について、内容、期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤ 添付資料

- ・㊦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・㊦、㊧については、写しの提出でも可とする。
- ・㊨【様式3】及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・共同事業体の場合は、㊦共同事業体協定書の写し、委任状を添付し、構成員ごとに㊦から㊨の書類を提出すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出部数

正本1部、副本6部とする。 ※副本は⑤添付書類不要

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和7年5月9日(金)午後5時 必着

イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る)、若しくは信書便(手渡ししたことが証明されるものに限る)のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、開庁日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写(審査に関する使用に限る)する。
- ・提出された書類及びその内容については提案者の承諾なしに他に利用することはない。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課ロボット産業グループ(担当:中田、花井)

電話:052-954-6352(ダイヤルイン)

メール:sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

(4) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問受付期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月23日(水)正午まで

イ 質問書提出方法

- ・メールのみの受付とする。
- ・メールの件名を「自動配送ロボット社会実装推進事業委託業務・質問」とし、【様式4】に記載し送付すること。

ウ 回答方法

- ・質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のWebページで公開する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshiko/deliveryrobot2025-aichi.html>)

エ 注意事項

- ・ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

10 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「自動配送ロボット社会実装推進事業委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※プレゼンテーションは、1者15分程度、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※プレゼンテーションの実施方法および日程の詳細は、別途連絡する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア ソリューションモデル案

- ・ 提案するソリューションモデル案に新規性、将来性、実現性はあるか。
- ・ 社会的背景や現状の課題に対し、ソリューションモデル案が有効な解決策となっているか。
- ・ ソリューションモデル案に関係する事業者が網羅的に記載されているか。

イ 実証実験の内容

- ・ 提案するソリューションモデル案の妥当性を検証できる内容となっているか。
- ・ 実証実験が詳細まで練られた内容となっているか。また、その実施可能性は高いか。

ウ 社会実装までのロードマップ

- ・ ロードマップに妥当性・実現可能性はあるか。

エ 実施体制の妥当性

- ・ 年間スケジュール、実施体制は適切か。
- ・ 経費見積は適切か。
- ・ 類似事業を遂行した実績は十分か。

オ 社会的価値の実現

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月下旬までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 選定された候補者との調整

- ・ 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。
- ・ 積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格と

なるよう調整することがある。

11 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 契約金額
企画提案時に提出された経費見積額
ただし、上記 10 (5) により適正な価格に調整した場合は、その金額
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 の額とする。
(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に基づき全額免除)
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) 委託費の対象経費
本業務に係る人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、委託費、一般管理費等
リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

12 スケジュール（予定）

2025 年 4 月 16 日 委託事業者の募集
2025 年 5 月 9 日 公募締切
2025 年 5 月 19 日 選定委員会
2025 年 6 月 上旬 契約締結、委託業務開始
2026 年 3 月 31 日 委託業務完了

13 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合